

河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要について

背景・目的

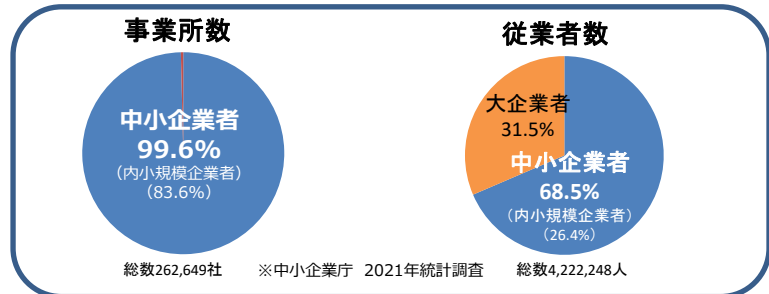
背景

- 本市で操業する事業者の大部分は中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）であり、従業員においても同様に大部分が中小企業等で従事している。
- 市内企業の大多数を占める中小企業等は、本市の経済と雇用を支えるとともに、消費の循環、まちの活性化など、重要な役割を担っており、中小企業等の振興は市民生活に関わる重要な施策となる。
- 赤峰産業用地や高向・上原地区、小山田西地区等の産業集積拠点化をはじめ、オープンカンパニー事業の推進や大阪・関西万博の開催など、本市産業振興の大きな転換期と併せて制定するもの。

◇中小企業者・小規模企業者とは

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100以下	5人以下

◇大阪府内の中小企業等の状況



目的

- 本市の中小企業等の振興に関するコンセプトを明確化
- 中小企業等の振興を本市の重要施策と位置付け、関連施策を総合的に推進
- 産官学金等の関係機関と相互連携を図り、地域全体で中小企業等の振興を推進

中小企業等の振興と持続的な発展を総合的に推進

- 河内長野市での立地及び操業を希望する企業の増加
- 地域経済の発展や市民生活の向上につなげる

条例の基本方針

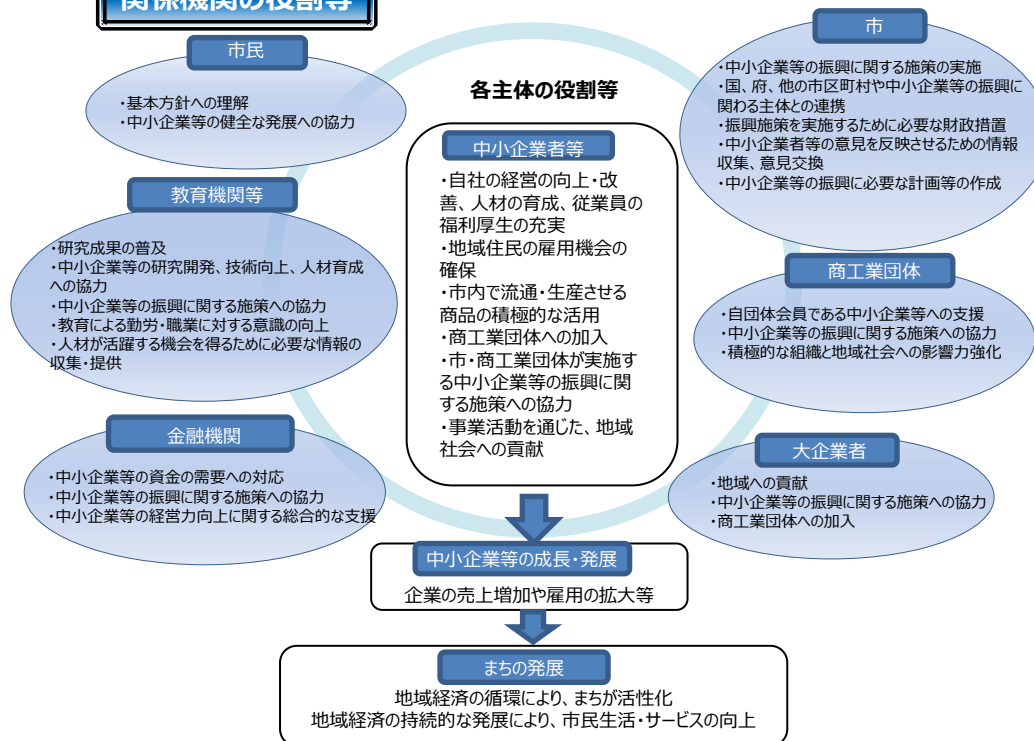
基本方針

中小企業者・小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の自主的な努力を基本とし、市、大企業者、商工業団体、金融機関、教育・研究機関が、それぞれの役割を果たしながら連携し、市民の理解と協力の下、中小企業等の振興を図る。

主な取り組み

- (1) 商工業の経営基盤の強化及び経営革新の促進
- (2) 中小企業等の創業又は新たな事業の創出の促進
- (3) 地域資源を生かした地域及び商店街活性化の促進
- (4) 中小企業等の新技術及び新商品の創出
- (5) 商工業の事業活動を担う人材の確保
- (6) 商工業の事業活動を担う人材の育成及び事業承継の促進
- (7) 商工業、農林業、観光業等の相互連携及び交流の促進
- (8) 産学官の連携による地域活性化の推進
- (9) 企業立地の促進

関係機関の役割等



施策推進するための取り組み

- 本条例に基づき、企業立地促進、各種補助制度をはじめ、オープンカンパニー事業や企業紹介ガイドブック活用等の施策を実施し、中小企業等の振興につなげる。
- 関係機関との相互連携により、本市中小企業等振興施策に関する意見交換等を実施し、施策の効果的な実施につなげる。